

家族経営協定書（様式例）

（目的）

第1条 夢を持ち、やりがいのある農業を実現させるため、家族各自の能力を発揮し、円滑な家族関係のもと、我が家の農業と家庭生活の健全化を図ることを目的とし、本協定書を結ぶ。

（経営方針）

第2条 我が家の農業における経営方針は次のとおりとする。

- （1）緩やかな規模拡大を図る。
- （2）常にプロ意識を持って農業生産にかかわる。
- （3）経営状況を記帳・把握・分析して、自由な発言の場を持つ。

（経営の役割分担）

第3条 役割分担は次のとおりとする。

- （1）生産活動の運営に関すること

ア 米、路地野菜

主担当〇〇 〇〇、副担当〇〇 〇〇

イ 施設野菜

主担当〇〇 〇〇、副担当〇〇 〇〇

ウ 加工

主担当〇〇 〇〇、副担当〇〇 〇〇

- （2）農業簿記及び青色申告に関すること

主担当〇〇 〇〇、副担当〇〇 〇〇

- （3）作業日誌の記帳

主担当〇〇 〇〇、副担当〇〇 〇〇

（労働報酬）

第4条 報酬については、家族の話し合いにより次のとおり定める。

- （1）労働報酬の種類：月給制

- (2) 支払期日：毎月〇日
- (3) 支払方法：口座振込
- (4) 特別手当：年〇回（〇月、〇月）
- (5) 金額

- 〇〇 〇〇：月額〇〇円、特別手当〇〇円
- 〇〇 〇〇：月額〇〇円、特別手当〇〇円
- 〇〇 〇〇：月額〇〇円、特別手当〇〇円

2 前項の規定について、経営環境の変化等やむを得ない事情により、この額が著しく不適当になったときは、家族で協議の上、変更することができる。

(労働条件)

第5条 1日の労働時間は、原則として8時から17時までとする。

- 2 休憩時間は、原則として12時から13時までとする。
- 3 休息時間は、原則として午前午後それぞれ15分間とする。
- 4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、労働時間等は農作業の繁忙により延長又は短縮することができるものとする。
- 5 休日は週1回（日曜日）とする。ただし、必要に応じて変更できるものとする。

(営農計画と簿記の記帳)

第6条 毎年度の経営目標の設定や、経営成果の評価のため、農業簿記、家計簿等を記帳するものとする。

(家族会議の開催)

第7条 家族会議を毎年12月に開催し、当該年度の農業経営及び家庭生活について確認し、今後の方針等を話し合う。この際、1年間の経営成果及び家計報告を行うものとする。

(我が家の営農・生活目標、健康維持)

第8条 家族は、お互いのプライバシー（お金、時間の使い方等）を尊重しつつ、家族生活の円滑化を図るものとする。

2 健康管理に気を配り、1年に1回は家族全員が定期健康診断を受けるよう努める。

(家事分担)

第9条 家計費は〇〇 〇〇が負担し、家事及び育児は〇〇 〇〇が主に担当するが、そのための時間も労働時間として認める。また、必要に応じて役割を分担し合い、快適な家庭生活を送るために全員が思いやりの気持ちを持って力を出し合う。

(研修等)

第10条 各自の能力向上及び経営発展のため、各種研修会、研究会、視察等に積極的に参加するよう努める。

(資産管理)

第11条 土地、固定資産等の投資額の大きい物の購入については、家族で話し合っ
て決定するものとする。

(将来の経営継承)

第12条 〇〇 〇〇が所有する経営権及び農業経営に必要な資産等については、別途定める経営継承計画に基づき〇〇 〇〇に移譲する。

2 移譲の時期及び方法は、〇〇 〇〇及び〇〇 〇〇の意向を踏まえながら〇〇
〇〇及び〇〇 〇〇が十分協議の上定めるものとする。

(農地の生前一括贈与)

第〇条 〇〇 〇〇及び〇〇 〇〇が所有する農地は、〇〇 〇〇及び〇〇 〇〇の働きを踏まえて、〇〇 〇〇及び〇〇 〇〇ほか関係者が協議して、〇〇 〇〇に生前一括贈与する。

2 贈与の時期は、〇〇 〇〇及び〇〇 〇〇の意向を踏まえながら、〇〇 〇〇及び
〇〇 〇〇が協議の上定めるものとする。

(農業経営に必要な資産を移譲することの保証と現経営者の生活の保障)

第〇条 〇〇 〇〇が所有する農業経営に必要な資産等は、〇〇 〇〇及び〇〇 〇〇が農業経営を継続する限り、〇〇 〇〇に相続するものとする。

2 〇〇 〇〇及び〇〇 〇〇は、〇〇 〇〇及び〇〇 〇〇の生活費を負担する。ただし、〇〇 〇〇及び〇〇 〇〇は、社会的交際上の諸経費を自ら負担する。

3 〇〇 〇〇は、農業経営の円滑な継承のため、別途遺言書を作成する。

(有効期間)

第13条 本覚書の有効期間は、2023年2月1日から2024年1月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項や、各条項の解釈について疑義が生じた場合は、家族会議や家族全員の協議により決定する。

2 農業経営や家庭生活及び家族の状況に著しい変化が生じた場合は、緊急家族会議を開催し、本協定の見直しを検討するものとする。

令和〇年〇月〇日

協定締結者

匝瑳市〇〇〇〇番地

現経営者 〇〇 〇〇 印

現経営者の配偶者 〇〇 〇〇 印

後継者 〇〇 〇〇 印

後継者の配偶者 〇〇 〇〇 印

立会人

匝瑳市農林水産課長 〇〇 〇〇 印

この協定書はあくまでも参考例です。それぞれの実情に応じて、内容を追加・削除してご活用ください。

※このコメントは、押印時に削除してください。